

定 款

第 1 章 総則

(商号)

第1条 当社は、アウンコンサルティング株式会社と称し、英文では、AUN CONSULTING, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを、その目的とする。

1. インターネット、携帯電話など通信ネットワークにおける広告・宣伝に関する企画、制作業務。
2. コンピュータ・ソフトウェアの企画、設計、開発、販売、輸出入業務およびそれらの受託開発業務。
3. インターネットを利用した商品の翻訳・販売及び情報提供サービス。
4. ホームページの企画、制作、運営代行およびそれらの受託開発業務。
5. 市場調査業務。
6. 各種情報処理ならびに情報提供サービス。
7. 広告代理業務。
8. 企業（地方自治体、事業協同組合、協業組合、商工組合等を含む）の経営指導。
9. 知的所有権（著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権、工業所有権、肖像権、版権、興行権）の取得、譲渡、利用、使用許諾、販売、管理業務。
10. 各種セミナー、催事、イベントの企画、制作、運営。
11. 書籍、雑誌（CD-ROM・DVD等の電子媒体による書籍を含む）の企画、制作、出版、販売、輸出入。
12. 旅行業。
13. 労働者派遣事業。
14. 人材の募集斡旋事業。
15. 不動産の売買・賃貸借およびその仲介・管理業。
16. PR 活動支援事業。
17. 海外進出企業のマーケティング活動支援事業。
18. 外国語の翻訳、出版、通訳業務。
19. コールセンター業務。
20. ビジネスプロセスアウトソーシング及びビジネスプロセスサポートに関する業務。
21. 有価証券及び不動産証券化商品等の取得、保有、運用及び売買に関する業務
22. 金融商品取引法に基づく、第二種金融商品取引業に関する業務
23. 金融商品取引法に基づく、投資助言業、代理業、投資運用業及び金融商品仲介業
24. 両替業
25. 前各号に関するコンサルティング業務。
26. 前各号に付帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、24,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

第3章 株主総会

(基準日)

第11条 当社は毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は事業年度末日の翌日から、3ヶ月以内にこれを招集する。

- ② 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7 名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は、3 名以上とする。

(選任)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。

(取締役会)

第20条 取締役会は、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- ③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- ④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役および役付取締役の選定)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第22条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(非業務執行取締役についての責任限定契約)

第24条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を取締役（会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）と締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の組織)

第25条 監査等委員会は、すべての監査等委員で組織する。監査等委員の過半数は、社外取締役でなければならない。

(常勤の監査等委員)

第26条 監査等委員会の決議によって、常勤監査等委員を若干名選定することができる。

(監査等委員会)

第27条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会が定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第28条 当社は会計監査人を置く。

(選任方法)

第29条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第30条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第31条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 剰余金の配当としての期末配当は毎年5月31日、中間配当は毎年11月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、これを行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第35条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第17期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

1998 年 6 月 8 日制定
2005 年 8 月 12 日改訂
2006 年 8 月 24 日改訂
2007 年 8 月 23 日改訂
2008 年 8 月 28 日改訂
2009 年 8 月 27 日改訂
2010 年 8 月 26 日改訂
2012 年 7 月 23 日改訂
2014 年 8 月 26 日改訂
2015 年 8 月 25 日改訂
2016 年 8 月 29 日改訂
2019 年 8 月 27 日改訂
2022 年 8 月 23 日改訂
2023 年 2 月 22 日改訂
2024 年 8 月 27 日改訂